

明治中期における類似保険会社の濫立について

—— 福岡県を事例として ——

報告者：九州産業大学 商学部

草野 真樹

■キーワード

類似保険, 合資会社, 商業登記公告

1. はじめに

わが国では明治19年から22年頃と28年から32年頃にかけて会社設立ブームが発生した。このブームは第一次企業勃興, 第二次企業勃興とも称され, さまざまな産業分野で会社の設立が進み, 近代日本経済は大きな発展を遂げていく。そのような中, いち早く合理的な計算基礎に基づく近代生命保険業が勃興する。明治14年, 最初の近代生命保険会社として有限明治生命保険会社が設立された。同21年に帝国生命保険会社(現・朝日生命保険相互会社), 翌22年には関西財界を基盤として, 大阪に有限責任日本生命保険会社が設立され, 以後, 保険事業者としての保険会社が普及していく。わけでも明治26年から30年頃にかけて保険会社の新設計画と開業が相次ぎ, その数を急激に増加させていく¹。しかし, 脆弱な経営基盤によるものや泡沫的な類似保険と呼ばれる会社の設立と解散が相次ぎ, 社会的な混乱をもたらした。

保険事業をめぐる社会的混乱に対し, 明治27年10月, 農商務省は帝国大学法科大学政治学科を卒業し, さらに大学院に入り保険政策の研究を進めていた粟津清亮を囑託にして, 保険事業の実態調査を依頼した。粟津は明治29年6月頃まで主に西日本を中心に調査を進め, 保険業には学理に基づく科学的・合理的裏付けが必要であること, かつ保険業の健全な発達のため法整備が焦眉の急であることを指摘した²。つまり粟津によれば, この時代の保険会社は真の近代生命保険会社と類似生命保険会社の二種に区別することができ, 前者は生命保険の根拠となる統計や学理に基づき, かつ十分な資本の裏付けを有する一方, 後者は「複雑ナル保険ノ学理技術ヲ必要トセス被保人ヲ集合シテ団体ヲ構成シ事故ノ発生スル毎ニ保険掛金ヲ徴収シテ保険金支払ヲ実行スレハ可」³というものであった。それ故, 詐欺行

¹ 保険銀行時報社編(1933), 94-98頁。

² 粟津(1896a), 363-367頁。なお, 明治28年7月, 粟津は福岡県にも調査に訪れ, 「九州生命保険会社に出張し上野理事長に面会して同社の組織其他の調査をなし, 尚当市の諸合名会社へも出張調査」を実施している(「保険会社の取調」『福岡日日新聞』明治28年7月5日。以下, 『福日』と略記する)。

³ 粟津(1896b), 23-24頁。

為などの問題が発生し、粟津は近代生命保険業の健全な発達のためにも類似保険会社の撲滅を訴えたのである。しかしながら、明治中期に発生した類似保険ブームの実態については不明な部分が多い。

◎本報告の目的

旧商法施行期（明治 26.7～32.6）に福岡県で発生した類似保険ブームについて、商業登記公告を用いたファクトファインディング（に過ぎないもの）。

2. 先行研究

◎明治期に 2 度発生した類似保険ブーム

「明治 12 年 2 月縦積社が類似保険の先駆をなして以来（略）明治 16 年までに百数十社を算したというのは、我々が都下の新聞数種を検出して得たものだけで、東京以外の地方新聞に及んでいないことと新聞に伝へられないものも相当数あるべき筈だから、全国における類似保険の総数は驚く程巨多を算したであろう」⁴。

⇒ 1 度目のブームは、明治 14～15 年にかけて東京を中心に発生した⁵。このブームについては、日本における近代生命保険業の成立といった問題と関連して、安田善次郎による共済五百名社などを中心に優れた先行研究⁶の蓄積がある。

「明治 26 年から同 31 年国家の法制に依つて保険事業の監督が行はれるまで 6 年間に 44 の主として株式組織に拠つた正式の生命保険会社が設立せられ、26, 7, 8 の 3 年間に中国, 四国, 九州の小都会に三百に垂んとする類似生命保険事業が起つたのである。而も後者は地方人士の盲目的模倣に過ぎずして生命保険の根柢たる統計も学理も更に具備せぬ、所謂鵝の真似をする鳥であつたから幾もなく或は自ら倒れ或は官憲から解散の命を受けて残らず溺没した」⁷。

⇒ 2 度目のブームは旧商法が一部施行される明治 26 年から保険業法が公布・施行される 33 年頃にかけて発生した。しかし、2 度目のブームについては、次の引用文にみるとおり、粟津清亮による同時代人に記述されたものを除けば、田村祐一郎氏による研究⁸が唯一のものである。

⁴ 保険銀行時報社編（1933）、80 頁。

⁵ この時期の類似保険会社については、さしあたり日本経営史研究所編（1981 年）、267-269 頁に一覧が掲載されている。

⁶ たとえば、蚊野（1955）、笠原（1958）、水島（1968）、安藤（1980）、小藤（1985）、小林（1997）、武田（2002）などが挙げられる。

⁷ 粟津（1928）、378 頁。

⁸ 田村氏の類似保険会社に関する先行研究は、末尾の参考文献一連を参照されたい。

◎田村氏による類似保険研究の目的

「明治 20 年代後半に類似保険が特に西日本の各地で大流行し、類似保険流行の第二波をなした。しかし、第二波の類似保険の実態は、栗津清亮など若干の同時代人による叙述を除けば、全く知られていないといっても過言ではない。また、類似保険の撲滅を期して保険業法が明治 33 年に制定され一定の効果をあげたと指摘されてきた。こうした研究史に対して、本研究は、一つは明治 20 年代末から 30 年代前半に至る期間について類似保険の実態を解明すること、また一つには保険業法が類似保険の退治に成功したか否かを確認すること、という二つの目的をもって開始された」⁹。

⇒ 宮城県、愛媛県、徳島県、島根県で大流行した類似保険会社について、きわめて丹念な実態解明を進め、保険史のみならず経済史、経営史などの面においても数多くの貴重な事実を発掘する。福岡県についても実態を明らかにする用意があった¹⁰ようであるが、管見の限り、未発表。

◎類似保険の仕組みと特徴

- ①加入者は、他の加入者に所定の事故が起る度に小額を払い込む。
- ②事故の発生した加入者には、掛込金に数倍する多額の給付金を支給する。
- ③マクロ的に言えば①と②の間に差額は生じない。
- ④加入者にとって、仕組みそれ自体にきわめて大きな賭博的要素がある。つまり、所定の事故が起きて給付金を入手するか否かは不確実である。
- ⑤会社は掛金を徴集して所定の契約者に払うという仲介的な役割を果たすだけであるから、会社自体には支払責任はない。掛金を支払うものがある限り、会社は存続する。
- ⑥会社の収益は手数料収入によって確保される¹¹。

⇒ つまり、類似保険と呼ばれるものは、ある事故・出来事（たとえば死亡、出産、結婚、牛馬の死、火災など）について加入者を募り、加入者の間にその事故・出来事が発生すると掛金を徴収して、その中から手数料を引いて約定金額を渡す、いわゆる「事後賦課式」と呼ばれる方式を取る¹²。

3. 旧商法と保険業

3.1 旧商法の公布と施行

・明治 14（1881）年 4 月、太政官は商法典の編纂を決し、ドイツ人ヘルマン・ロessler（Karl Friedrich Hermann Roesler）に草案の起草を委嘱。

⁹ 田村（2007a），41 頁。

¹⁰ 田村（2008a），1 頁。

¹¹ 田村（2006d），27 頁。

¹² 当時では「課税保険」と呼ばれ、さまざまな弊害をもたらしたが、詳しくは玉木編（1937，708-719 頁）を参照されたい。

・明治 23 (1890) 年 4 月 26 日, 「総則」「第 1 編 商ノ通則」「第 2 編 海商」「第 3 編 破産」の計 4 編, 全 1064 箇条から構成される商法 (法律第 32 号/いわゆる旧商法) の公布。同年 8 月公布の商法施行条例 (法律第 59 条) とともに, 明治 24 年 1 月 1 日施行と定める。→ しかし, 外国法の模倣で日本の商慣習に反する規定が多いこと, 公布から施行まで 8 か月余りと短いため経済の秩序が乱れること, 経済界の意見を聞く機会がなかったことなどの批判が起こり施行延期¹³。

→ その後, 施行断行派と延期派の論争 (商法典論争) は激化し, 施行は再延期¹⁴。

※ただし, 政府にとって, 商法施行は条約改正と実際の経済情勢上, 焦眉の問題。

・明治 25 (1892) 年末の第 4 回帝国議会に法案を提出し, 会社, 手形および破産に関連する部分を修正のうえ, 明治 26 (1893) 年 2 月に可決。

・明治 26 (1893) 年 3 月 6 日, 「商法及商法施行条例中改正並施行法律」 (法律第 9 号) が公布され, ようやく, 同年 7 月 1 日より「第一編商ノ通則第六章 商事会社及ヒ共算商業組合」, 「同第十二章 手形及ヒ小切手」, 「第三編破産」の三法と会社に関する商業登記・商業帳簿の諸規定¹⁵が施行。

・明治 26 年 3 月, 法典調査会を設置し, 商法の修正に着手¹⁶。

・明治 31 (1898) 年 7 月 1 日, 旧商法の全面施行。

・明治 32 (1899) 年 3 月 9 日, 新商法の公布 (法律第 48 号), 同年 6 月 16 日施行¹⁷。

3.2 旧商法による会社の主たる規程

・第 1 編第 6 章「商事会社及ヒ共算商業組合」が会社法に該当。会社企業を独立の財産, 権利, 義務を有し, 訴訟の原告・被告となりうる主体と認め, 会社形態を合名・合資・株式会社の 3 種と規定。

・株式会社の設立 = 免許主義

・合資と合名会社の設立 = 準則主義 (書面契約により設立)

¹³ 第 1 回帝国議会において「商法及商法施行条例施行期限法律案」が可決され, 明治 23 年同月 27 日に法律第 108 号として公布された。この結果, 旧商法の施行は明治 26 年 1 月 1 日まで延期となった。

¹⁴ 三枝 (1992), 83-114 頁。第 3 回帝国議会において「民法商法施行延期法律案」が可決され, 明治 25 年 11 月 24 日に法律第 8 号として公布された。この結果, 旧商法の施行は明治 29 年 12 月 31 日まで再延期となった。

¹⁵ 商業登記簿に関する手続きは「商法ノ規定ニ依リ商業及ビ船舶ノ登記公告ニ関スル取扱規則」 (1890 年 10 月 29 日, 司法省令第 8 号) に規定された。

¹⁶ 起草委員による原案は明治 29 年 5 月頃に完成したが, 法典調査会での審議を明治 29 年 12 月 31 日までに終了させることは困難であるという理由から旧商法は明治 31 年 6 月 30 日まで三たび延期となった。

¹⁷ これに伴い, 旧商法は第 3 編「破産」を除き廃止された。

3.3 法による保険業の規制

・明治26年施行の第1編第11章保険において規定（第625条～第698条）

例) 第689条 保険会社ハ官許ヲ受クルニ非サレハ其營業ヲ為スコトヲ得ス

第690条 保険会社ハ保険料其他収入金ノ中ヲ以テ年年積立ヲ為シ何時ニテモ年年支払フ可キ被保険額ノ少ナクトモ平均二倍ニ満ツル準備金ヲ設クル義務アリ此準備金ハ十分安全ニ利用シ其証券ヲ裁判所ニ寄託スルコトヲ要ス但之ヨリ生スル収入ハ会社ニ歸ス

第691条 保険会社ハ少ナクトモ毎年一回其年ノ収支一覽表及貸借対照表ヲ作りテ之ヲ公告シ且各社員及ヒ各被保険者ニ送達スル義務アリ

⇒ 官許、準備金、ディスクロージャーなどの定めがあったが、旧商法の一部施行により上記の三法（会社・手形・破産）について、一般会社と同様の法的規制を受けるのみとなる。

・明治31（1898）年7月1日、旧商法の全面施行

→ 明治31年8月5日、農商務省令第5号公布（保険業について、政府の監督規定を盛り込み、保険会社の認可申請書に記載すべき事項などを定める）

・明治32（1899）年6月16日、保険会社ニ関スル細則

・明治33（1900）年7月1日、保険業法の施行（法律第69号）

4 福岡県における類似保険会社の設立と解散

4.1 旧商法期における会社設立の動向

・図表1（全国）と図表2（福岡県）

4.2 福岡県統計書にみる保険会社の動向

・『福岡県統計書』から保険会社を抽出（図表3参照）

・初出は明治26年版に掲載された九州疾病保険会社（福岡市、設立：明治26年11月）、筑紫児育生命保険会社（福岡市、設立：明治26年12月）、児育生命保険会社（同前）、生命財産会社（企救郡、設立：明治26年9月）の4社（社名に合資・合名の記載なし）。

⇒ 以後、保険会社は明治29年まで増加を続け、30年から減少に転じ、33年はわずか2社。株式会社は明治28年設立の九州生命保険1社のみ。非株式会社形態の資本額は1,700円から2,500円程度。

・他の文献類から窺われる掲載社数が少ない要因

⇒ 「県下に在る保険会社は先づ九州生命保険株式会社（福岡市博多仲間にあり、明治28年6月の創設に係り、払込資本金額3万7千5百円あり）を除くの外、合資組織に成るもの其数幾十類あり、然れども其興廃常ならざるに至ては吾人の実に一驚を喫する程」¹⁸。

⇒ 一般的な『統計書』などでブームの実態把握は困難（資料的限界）

¹⁸ 早川（1898）、1073-1074頁。

4.3 福岡県における類似保険会社の抽出

◎「商業登記公告」のデータベース化¹⁹

会社設立時における商業登記と公告の義務化

→ 本店および支店所在地において登記。登記事項は「其度毎ニ裁判所ヨリ其地ニ於テ発行スル新聞紙ヲ以テ速ニ之ヲ公告ス可シ」（第19条）。

→ 「登記スヘキ事項ハ登記及ヒ公告ノ後ニ非サレハ之ヲ以テ善意ノ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス」（第12条）

=登記と公告の完了をもって初めて対第三者効が発生

→ その後、登記事項に変更または消滅が生じた時、遅滞なく登記し、それらも公告（つまり、会社を解散し、登記簿を閉鎖するまで継続しなければならない）

※1899年の新商法においても基本的な流れは同じ（公告媒体に『官報』を追加）。

◎新聞に掲載される「商業登記公告」から会社情報をデータベース化し、併せて類似保険会社を抽出

→ 本報告では、福岡県における近代保険会社と類似保険会社を次のようにして区別。

広く社会的資金を募り設立された九州生命保険株式会社²⁰を「近代生命保険会社」、他方、社名または目的に保険あるいは共済を掲げ、かつ零細出資額で設立されたものを「類似保険会社」とする²¹。

¹⁹ 商業登記公告のデータベース化と分析の意義については、さしあたり草野(2012)、草野(2013)、草野(2016)などを参照されたい。

²⁰ 九州生命保険株式会社は、「汎く世人の生命保険に関する各種の保険」を目的として明治28年4月24日、資本金15万円で福岡市中島町69番地に設立された。設立時の総株主数(304人)と総株数(3,000株)を都道府県別に集計・確認しておく、福岡県181人(59.5%)、2,026株(67.5%)、佐賀県71人(23.4%)、495株(16.5%)、熊本県42人(13.8%)、333株(11.1%)、長崎県5人(1.6%)、65株(2.2%)、大分県3人(1.0%)、13株(0.4%)、広島県1人(0.3%)、18株(0.6%)、東京府1人(0.3%)、50株(1.7%)であり、資本金は福岡県を中心としつつも九州管内その他都道府県から広く調達された(九州生命保険株式会社「明治28年 第1回営業報告」による)。なお、粟津は明治29年1月時点において、「確実なる基礎に根拠せる」生命保険会社として27社を挙げるが、九州生命保険はそのうちのひとつである(粟津、1927、131-133頁)。

²¹ 粟津(1927、266頁)は、区別の根拠として6つの内部要件(①死亡生残表の存在、②予定利率の確定、③純保険料の確定、④付加保険料の確定、⑤責任準備金の存在、⑥危険準備金の存在)と5つの外部要件(⑦確定保険料、⑧定期保険料、⑨保険料と保険金とは常に一定の関係を保持すること、⑩保険料と保険金の授受は常に別時であること、⑪保険料は被保険者の年齢と体況により異なること)を挙げる。厳密な区別にとっても重要な指摘であるが、これらの条件について歴史を遡って全てを確認することはほぼ不可能であり、参照にとどめざるを得ない。

5 類似保険会社の分析

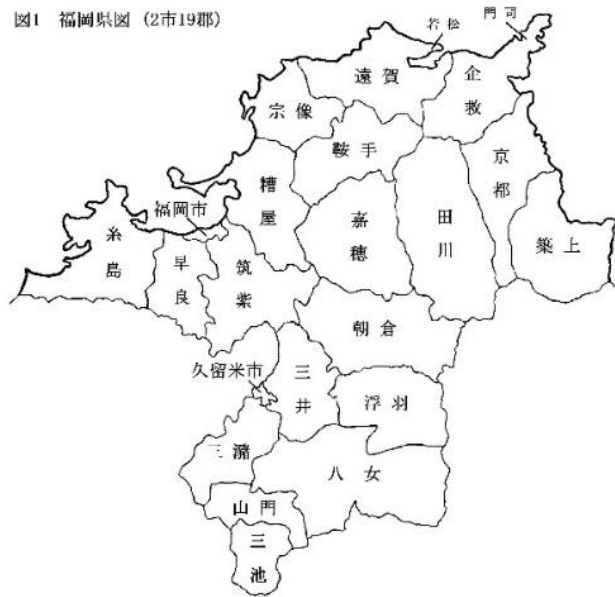
5.1 設立数と会社形態

◎類似保険会社一覧（図表4参照：設立順に合資会社1～66，合名会社67，68）

・旧商法施行期（明治26.7～32.6まで）に設立された合資会社は224社であり，そのうち類似保険会社は66社（29.5%）。同様に，合名会社55社のうち類似保険会社は2社（3.6%）²²の計68社。

→ 合資会社の3割は類似保険会社。類似保険会社は圧倒的に合資形態を採用し，合名形態はごくわずか。

図1 福岡県図（2市19郡）



資料「改正福岡県精図 全」（林斧助，1896年）をもとに作成。

5.2 福岡県下への伝播と拡大

(1) 広島と愛媛から類似保険の伝播

（広島からのケース）

・明治26年9月16日，県下最初の類似保険会社＝企救郡小倉町に「生命財産(資)」の設立

→ 社員8名中2名は広島県

（愛媛からのケース）

・明治26年11月8日，県下で3番目の類似保険会社＝福岡市下洲崎町1番地に「九州疾病保険(資)」(社番3)の設立

→ 社員2名とも愛媛県。同2名は明治26年11月1日，福岡市下洲崎町1番地に金銭貸付を目的とする「有信(資)」²³を設立

→ 同じ番地に類似保険会社と貸金会社の設立。つまり，実質的に同一会社。「金集めの手段」としての類似保険会社。

（補足：広島から貸金業の試み）

・明治26年8月，企救郡小倉町に貸金営業を目的とする「山陽(資)」の設立。社員7名全

²² 『日本帝国司法省登記統計年報』には1年間に設立・解散登記された数値が掲載される。明治26年から32年までの合資会社は計243社，合名会社は計75社となり，報告者の抽出データは合資会社238社，合名会社63社であり，年報値に対するカバリッジはそれぞれ97.9%，84%となる。新聞の残存状況から完全に登記事項を抽出することはできないが，合資会社はほぼもれなく抽出されており，分析に際して大きな問題は生じないと考え，考察を進める。

²³ 「商業登記公告」『福日』明治26年11月7日。

員が広島県

・明治26年9月、鞆手郡直方町に貸金営業を目的とする「築紫(資)」の設立。出資者16名中4名が広島県在住で、かつ、その4名は「山陽(資)」「筑紫(資)」²⁴の両社に出資
⇒ 既に類似保険ブームが発生していた広島、愛媛²⁵から福岡へ伝播。また、類似保険と貸金をいわばセットとなって伝播。以後、類似保険会社は県下一円に拡大。図表5によれば、とくに明治28年から30年にかけて濫立。次に図表6によれば、地域的には筑前地方に23社、筑後地方に33社、豊前地方に12社の設立をみる。県庁所在地で政治・経済の中心地である福岡市に最も多い10社が設立されるものの、八女や三潞などの郡部でも活発な設立がみられる。とくに近世来、有数の農業地帯を形成してきた筑後地方に約半数が林立している点は大きな特徴として指摘できる²⁶。しかし、明治31年から32年にかけて設立はなく、急速にブームは終焉を迎える。

(2) 2度目の類似保険ブームの起源について

・粟津(1927)は、弍銭講舎について「類似生命保険会社は彼が子にして又彼が父なり」と記し、さらに「弍銭講社の発生が真正なる生命保険の発達に甚大なる障碍を与へたることを知るを得べき」²⁷と指摘。

・田村(2006b)、田村(2006c)、田村(2006d)によれば、明治25年2月瀬川唐一なる人物により広島市に設立された「同愛舎」と呼ばれる弍銭講舎がブームの発端。次いで、同愛舎自体が四国へ、さらには京阪神へ進出。弍銭講舎の仕組みは、当初、所定の金額を貸与され、それを返済する形で毎日少額の金銭を払い込む。この金銭は、途中で積立金に形を変えて払い込まれる。最終的に、払い込んだ金額に数倍する給付金が支払われる。官憲の取締りにより弍銭講舎が衰退すると、それに入れ替わるように類似保険会社が台頭。

・福岡にも伝播した弍銭講舎

⇒ 福岡県においても明治26年4月時点において「仁愛舎」なる弍銭講舎を次の新聞広告から確認できる。

本舎潤殖法ハ算法ノ妙理ヲ穿チタル正確ノ方法ヲ以テ毎日二銭宛ノ掛金ヲ為シ満期一年二ヶ月ニ至レバ大金三十円ヲ得、彼ノ営業資本ニ乏シキ或ハ備荒ノ志アル人ニハ実ニ一大最良ノ貯蓄法ニシテ、是レ本舎ガ世益ヲ任シテ立ツ所以ナリ、希クハ四方ノ諸君

²⁴ 「商業登記公告」『福日』明治26年8月29日、9月16日。

²⁵ 愛媛県で発生した類似保険会社については、田村(2006b)、田村(2006c)、田村(2006d)、田村(2007a)に詳しい。

²⁶ 田村(2004)においても、宮城県の類似保険について「米作を中心として小作料の高い仙北地方に多く出現した」(45頁)ことが指摘されており、類似保険ブームの特徴として、都市部よりもむしろ郡部など農村地域で高まりをみせたと考えられる。

²⁷ 粟津(1927)、281頁、284頁。

早く来テさ算法ノ妙味ニ幸福ヲ享ケラレンコトヲ

注意 近来本舎類似ノ殖利法ヲ立テ世人ヲ惑ハスモノアル由、諸君活眼ヲ開イテ幸ニ其不幸ニ陥ルコト勿レ

筑前国宗像郡福岡駅 仁愛舎本部

筑後国熊本市紺屋今町 仁愛舎支部²⁸

さらに同月 29 日の新聞記事には、愛媛で大流行した「同愛潤殖法趣意書」が大々的に掲載されている。一面のほぼ半分を占める程の長文広告のため、以下、要点のみ引用してみる（下線は引用者による）。

我国文運ノ進歩ハ恰モ旭日ノ東天ニ昇ルカ如ク誠ニ盛ンナリ…経済ノ有様ヲ觀察スレハ富メルモノハ益々富ミ、貧ナルモノハ愈々貧…本法ノ發明者ハ茲ニ見ル所アリ、数年ノ星霜ヲ費ヤシ貯金潤殖ノ一新法ヲ按出…抑モ本法ノ趣旨タルヤ甲ノ貯蓄ヲ以テ乙ニ貸シ其利息ヲ以テ甲ニ与へ、乙ハ復タ丙ニ貸シテ其利息ヲ取り、丙丁戊巳不知不識ノ間ニ於テ相互ニ貸借シ転展相助ケ…我輩ハ之ヲ運轉活動セシムルノ相当資本ヲ備へ、甲乙ノ間ニ立チ、相互ノ媒介ヲナスニ過キス、此レ本法ノ原理原則…故ニ本法ヲ実施スルハ一個僅少ノ場所ニ止マルヘカラズ、乃チ数個所数万ノ加盟者ヲ必要トス…我輩ハ愛媛県今治本舎ト特約ヲ結ヒ、九州各県及其他ニ普及シ互ニ相連携シ、務メテ本法ノ鞏固ヲ謀リ之ヲ無窮ニ備ヘント欲ス、嗚呼我四千万ノ同胞兄弟誰カ同愛ノ心ナカランヤ…我々ヲ非難スルモノハ意匠ノ権利ノ貴重ナル所以ヲ知ラサルニ坐スルノミ、又該事業ハ局地少数個々独立ノ行ヒ得ヘキニアラスシテ、広潤的ニ聯合シ大多数ノ加盟者ヲ要スベキ事実アルコトヲ知ラサルモノト言ノミ…

規約摘要

一 最初一円ヲ貸シ翌日ヨリ毎日二銭宛ヲ返済シ百日日ニ至リテ弁償ノ義務ヲ終へ、舎長ノ名義ヲ以テ預リ通ヲ渡タシ、日ニ二銭宛ヲ預リ満十二ヶ月ニ至リテ預リ金ヲ止メ、爾後満二ヶ月ヲ経テ金廿六円ヲ渡スコト…

三 加盟者中不慮ノ災害又ハ伝染病等ニ罹カルモノアルトキハ救助ヲナスコト其他同愛ノ旨趣ヲ拡張シ漸次加盟者ヲ保護スルノ方法ヲ設クルコトアルヘシ…

久留米田町壱番地 久留米同愛舎本部

博多蔵本町三十七番地 博多同愛舎本部²⁹

上記の式錢講舎について、現在のところ、その実態と詳細は全く不明である。しかし、商法施行前の時期において、加入者を増やし続けねばならない無限連鎖講的式錢講舎が、さら

²⁸ 「真正ノ潤殖法」『福日』明治 26 年 4 月 25 日。

²⁹ 「看ヨ看ヨ最大有益最大必要ノ広告ナリ」『福日』明治 26 年 4 月 29 日。

なる加入者を募るため福岡はじめ九州管内に伝播・拡大していたことは明らかである。そして、福岡においても広島や愛媛同様、弍銭講舎から類似保険への変質がのちに生じて県内での大流行を引き起こしたものと考えられる。

5.3 平均資本額（合資会社のみ）³⁰と資本額の分布

- ・合資会社 224 社の平均資本額は 10,736 円、同様に類似保険会社 66 社では 2,468 円
- ・最低は社番 41・朝日保険の 300 円
- ・最高は社番 29・相互保険の 10,850 円
- ・出資額の分布（図表 7 参照）、中央値は 2,000 円

⇒ 類似保険会社のきわめて脆弱な資本額。粟津の指摘する「類似生命保険会社は資本金を要せざる」³¹実態を確認。

5.4 類似保険会社設立の担い手たち

◎68 社，計 362 名，1 社平均 5.3 人。

- ・うち合資会社 66 社，計 355 人，1 社平均 5.4 人。
- ・うち合名会社 2 社，計 7 人，1 社平均 3.5 人。

5.5 目的の種類

◎目的の傾向……大きく「人に対する保険」と「物（人以外）に対する保険」に区分すると、

- ・人に対する保険……61 社（報恩・仏参を含む）
- ・物（人以外）に対する保険……6 社（家財 1，牛馬 4，火災 1）
- ・人と物両方に対する保険……1 社（結婚出産牛馬保険）

◎仮に類似保険会社の目的を、次の 15 のキーワード、つまり「生命（死亡、一戸生命、終身生命、定期生命）」、「疾病（病難、難病）」、「育児（養育、児童教育）」、「結婚」、「出産」、「葬儀」、「学資」、「報恩（仏参）」、「伝染病」、「牛馬」、「家財」、「火災」、「貸金」から拾いあげてみると、以下のとおり（延べ数）。

	生命	疾病	育児	結婚	出産	葬儀	養老	得資	学資	報恩	伝染病	牛馬	家財	火災	貸金
合資	48	13	6	25	20	2	1	5	1	9	1	5	1		11
合名	1		1										1	1	1

⇒ 68 社のうち「生命保険」を目的に含む会社が 49 社（72.1%）を数え最も多い。次いで、「結婚」（36.8%）、「出産」（29.4%）、「疾病」（19.1%）と続く。逆に、「養老」「学資」「伝

³⁰ 合名会社の資本額は商業登記に掲載されていないため、ここでは除外している。なお、福岡県における当該期の合資会社については、さしあたり草野（2022）を参照されたい。

³¹ 粟津（1927）、275-278 頁。

染病」「火災」などは1社のみ。また、12社（17.6%）は貸金を兼業。

5.6 類似保険の方式

(1) 社番 27・出産養育保険合資会社の場合

・同社「出産保険誓則」³²より（全24条）より一部抜粋

第壹条 本社ハ出産養育保険合資会社ト称ス

第貳条 本社ハ一般婦人ノ出産保険ヲ為スヲ以営業ノ目的トス

第参条 本社ハ資本金五千元ヲ備ヘ不時ノ損耗ニ供スモノトス

第四条 本社ハ本店ヲ福岡県上坐郡杷木村林田七百四拾三番地ニ設置シ、支店代理店又ハ申込所便宜各地ニ配置

第五条 本社ノ保険方法ハ各種被保険人ヲ混同シ式千人ヲ以壹組トス、幾組編成スルモ契約人名ノ順序ニヨリ区別ヲ判明スル為メ第壹号ヨリ逐次番号ヲ附ス、尤モ欠員アル毎ニ新加盟者ヲ求ムルモノトス、但シ壹人ニ付式口マデヲ契約シ壹百人宛増加スル毎ニ各被保険人エ通知書ヲ配附スベシ

第九条 保険契約者タラント欲スルモノハ加盟申込書ノ種目ニ依リ其契約ヲ確實ニ全フスル為メ証拠金ヲ各種ニ別チ、甲種ハ金八拾銭、乙種ハ金六拾五銭、丙種ハ金五拾銭ヲ申込証書ニ添エ即納スルモノトス

但シ被保険人ノ便利ヲ図リ甲種ハ最初金五拾銭、乙種ハ金三拾五銭、丙種ハ金貳拾銭ヲ払ヒ三種共残金三拾銭トナルヲ各金拾銭宛三ヶ月ニ払込ム事ヲ承諾ス、若シ払込皆済ニ至ラズシテ被保人出産スル場合ハ保険金支払ノ時不足ノ分ヲ引去ルベシ

第拾三条 出産ヲ為シタルトキハ書面ヲ以テ本社ノ承諾ヲ請求スベシ、本社ハ之レヲ承諾シタルトキ第六号書式ノ承諾書ヲ交附スベシ

第拾五条 被保険人ヨリ徴収スル保険料掛金ハ前月中出産シタル定員数ヲ合算シ、翌月中悉皆之レヲ徴収スルモノトス、若シ徴収期限ヲ怠タリ払込ヲ為サル者ハ自ラ契約ヲ解除セシモノト做シ、本社ハ其契約ヲ無効ニシ既収掛金ハ総テ没収シ除名スルモノトス

→ 設立：明治29年2月4日、解散：明治31年6月16日（裁判所の解散命令による）、営業期間は2年4か月程。各種（甲種・乙種・丙種）の被保険人を混同し、2,000人をもって1組とし、出産者が発生したときは報告により契約の掛金を払い込む。保険料は前月出産した数を翌月中に徴収する事後賦課方式³³。田村（2007a）は、類似保険がそもそも成立し得ない要因の一つに定員の規模が大きすぎる問題も指摘。

³² 九州歴史資料館所蔵「熊谷家文書」2197。

³³ ちなみに、明治28年12月時点における杷木村の戸数は434戸、全世代の人口は男性1,385人、女性1,362人であり（筑前町町史編さん委員会編、2016、16頁）、1組2,000人という数値の大きさは明らかである。

(2) 社番 51・潤徳保険合資会社の場合

潤徳保険会社は仏参保険にして、真宗信徒本山参詣の宿望者を参詣せしむるの目的を以て客年当市庄島町に創設し、一団を一千人とし年々二百人ずつ抽選して参詣せしめ、五年目に悉皆参詣し終るの方法とし被保険者の募集をなし居りしが、本年は恵燈大師四百回忌に当るを以て臨時募集せしに募集者千五百名以上に及び、右抽選参詣者を合せ二千内外に達したれば、之を四度或は五度に上京せしむる由にて、本日乃ち其第一回三百名許の参拝をなさしめしたり、為めに本日は煙火を打揚げ会社前には国旗を交叉し、三池山門地方より来る参詣者を一応会社に集め祝宴を開き午前十一時二十分の列車にて出発したり³⁴

→ 設立：明治 30 年 4 月 7 日、解散：明治 31 年 5 月 25 日（「被保険人少数にて営業継続の見込みなきにつき総社員の決議により解散」）、営業期間は約 1 年間。明治 31 年は慧燈大師（蓮如の諡号）400 回忌にあたり、京都への参詣者を集める手段に「仏参保険」を掲げ、2,000 人近くを集める。

5.7 明治 20 年代後半における被保険人の募集活動

(1) 近代生命保険会社の福岡進出と新聞を用いた募集広告

福岡県下では、明治 24 年頃から近代生命保険会社の日本生命保険や帝国生命保険による進出が始まる。例えば、日本生命保険では代理店を「各地所在ノ銀行会社又ハ名望アルモノ」³⁵へ囑託し販売網を広げていくが、福岡においても明治 24 年 9 月に第十七国立銀行と代理店契約を結び³⁶、販売活動を展開する。保険契約の締結にあたっては、本店からの出張員と医師がペアとなって地方出張し、現地で体格診断を実施するが、その日程は新聞で広告された。以下は当該期によくみられた形式の被保険人募集広告である。

本社々員中西嘉太郎、医員ト共ニ本日来福ニ付、明二十八日ヨリ十月二日マデ五日間毎日午前八時ヨリ博多中島町京屋方ニ於テ保険ノ申込ヲ受ケ体格診査致候間、博愛自重ノ諸君至急御申込アランコトヲ乞
日本生命保険株式会社福岡代理店 第十七国立銀行³⁷

福岡市での募集においては、日本生命保険は博多中島町の京屋（旅館）、明治生命保険は同町の松島屋（旅館）を定宿とし、帝国生命保険は博多代理店の筑紫銀行を拠点に活動を展開した。帝国生命では「当福岡に於ける募集の結果ハ非常に良好にして被保険人の多き為め予

³⁴ 「潤徳保険の臨時募集」『福日』明治 31 年 4 月 1 日。

³⁵ 小川編（1989）、52 頁。

³⁶ 「広告」『福日』明治 24 年 9 月 27 日。

³⁷ 「日本生命保険株式会社被保険人募集広告」『福日』明治 24 年 10 月 1 日。

定よりは申込み期限を延」³⁸ばしたり、日本生命保険でも「先日来当地へ出張被保人募集の処申込人意外に多き為め昨日より尚五日間迄の通り京屋方に於て引続き募集する」³⁹など、募集日程を延ばすことも少なくなかった。

明治 28 年以降は上記の三大生保に加え、共済生命保険(資)、真宗信徒生命保険、仏教生命保険、仁寿生命保険なども福岡、久留米、小倉などの県下主要都市での募集を展開しはじめる。新聞には多くの募集広告が掲載され、地方における保険ニーズの獲得競争は激しさを増していく。

(2) 類似保険会社による募集広告

近代生命保険会社による募集広告が掲載される一方、明治 27 年頃から類似保険会社による被保険人募集広告ならびに保険金受領広告の掲載も増えていく。

例 1) 明治 27 年 1 月、共済生命保険合資会社（福岡市）のケース

本社ハ其筋ノ認可ヲ得テ生命保険ノ業務ヲ確実ニ取扱ヒ被保人中甲乙丙ノ三種ニ分チ、甲ノ保険金ヲ八拾円、乙ヲ四十八円、丙ヲ三拾二円支払フコトトシ、何人モ容易ニ加入シ得ベキ方法ニ付、御望ミノ御方ハ直接本社ニ御申込アラシコトヲ希望ス 但シ詳細ノ義ハ本社ニ就キ御了知アレ⁴⁰

例 2) 明治 27 年 1 月、人事保険合資会社（上妻郡福島町）のケース

生命身体ノ貴重ナルコトハ余輩ノ言ヲ待スシテ明ナリ、然レトモ其之ヲ保護スルノ方法ニ至リテハ未タ確立ノモノアラザルヘシ、余輩社会ノ進歩ニ伴ヒ茲ニ保護会社ヲ設ケ名ケテ人事保険会社ト云フ、希望ノ諸君ハ至急申込アレ⁴¹

例 3) 明治 27 年 2 月、生命財産合資会社（企救郡小倉京町）のケース

母マキ小倉生命財産合資会社ニ加盟致居タル処這回死亡セシニ付、契約保険金十九円正ニ領手セリ、該会社ハ基礎鞏固且簡易確実ニシテ信憑スベキ事ヲ汎ク江湖ノ諸君ニ告グ 二月九日 加治実太郎⁴²

例 4) 明治 27 年 7 月、西海生命保険合資会社（佐賀県佐賀市）のケース

亡母ヤエ儀、生前佐賀市唐人町西海生命保険合資会社へ加盟致候処、今般同社前原出張員ヨリ約定ノ保険金貳拾円払渡サレ正ニ受納仕候、仍テ全社々員并ニ戌組加盟諸君ノ

³⁸ 「帝国生命保険会社被保人募集について」『福日』明治 26 年 5 月 19 日。

³⁹ 「生命保険被保人募集」『福日』明治 27 年 2 月 21 日。

⁴⁰ 「広告」『福日』明治 27 年 1 月 14 日。

⁴¹ 「広告」『福日』明治 27 年 1 月 25 日。

⁴² 「広告」『福日』明治 27 年 2 月 13 日。

厚志ヲ感謝シ併テ全社ノ確実ナルヲ信任シ保険ノ必要ヲ同胞諸君ニ広告ス
福岡県怡土郡怡土村大字西堂七百九十二番地
明治廿七年七月廿二日 藤田奎次郎⁴³

近代生命保険会社と類似保険会社の両者とも保険金受領広告は掲載しているが、近代生命保険会社の場合は200円、500円と高額な金額を記すことが多い一方、類似保険会社による金額記載は少額で、金額が掲載されない広告も多い。

(3) なぜ類似保険会社は郡部で活発だったのか？

明治20年代後半は、福岡市、久留米市、企救郡小倉など福岡県下の主要都市において三大生保はじめ先発保険会社による被保人募集活動の競争が激しさを増した。地場近代生命保険会社として明治28年6月11日から営業を開始した九州生命保険でさえ、すでに「県下枢要ノ市街地ニ於テハ既設会社募集ノ後ヲ受ケ、或ハ各会社競争募集ノ傾キア」⁴⁴の状況にあった。つまり、地方の主要都市部で近代生命保険会社による激しい募集競争が繰り広げられるなか、類似保険は郡部での募集活動にチャンスを見出そうとしたとも考えられる。

5.8 類似保険会社の解散数・解散事由・存続期間（寿命）

(1) 解散数と事由（図表8参照）

類似保険会社68社について、商業登記公告から解散年月日を確認できたのは48社。以下、その特徴をまとめると下記のとおり。

・明治29年に6社が解散し、30年には急増して29社が解散。旧商法施行期において、43社の解散を確認。合資会社でみると、明治32年までに設立された88社のうち、類似保険会社だけで約半数（48.9%）の解散を占めた。

・解散日を確認できない不明20社については、報告者による抽出漏れよりも、そもそも解散登記をしていない可能性が高いと考えられる。とするならば、法の遵守または社会規範からかけ離れた行動を取る者たちが多かったと推察される。

・解散事由では、「裁判所による解散命令」25社、「被保険者なきため、または営業目的なきため」14社、「総社員の承諾・決議」7社、「明治33年3月発布保険法第69号第28条第1項基金10万円の規定を遵守すること能わざるにより解散」⁴⁵1社。

⇒ 確認できる解散事由のなかでは、「裁判所による解散命令」が最多である。最初の解散命令は明治29年の5月に2件出されているが、多くが明治30年の後半に集中しており、とくに7月6件、8月6件、9月5件を数え、福岡県においてもこの時期に集中的に厳しい取

⁴³ 「保険金受取広告」『福日』明治27年7月29日。

⁴⁴ 九州生命保険株式会社「明治廿九年 第貳回営業報告」3頁。

⁴⁵ 保険業法第28条は「相互会社ノ基金ハ十万円ヲ下ルコトヲ得ス」と定めたが、同社が相互会社への組織替えを目指した結果であったどうかは不明である。

り締まりをみせたことが判明する。また、当初から被保険者を募集することができず、そのため営業の見込みが立たず解散したのも 14 社あり、当初から開店休業状態のものも多くあったと思われる。

※裁判所による解散命令の根拠（商法第 67 条）

法律ニ背キ又ハ禁セラレタル事業ヲ目的トスル会社ハ初ヨリ無効タリ

若シ会社ノ営業カ公安又ハ風俗ヲ害ス可キトキハ裁判所ハ検事ノ申立ニ因リ又ハ職権ニ依リ其命令ヲ以テ之ヲ解散セシムルコトヲ得但其命令ニ対シ即時抗告ヲ為スコトヲ得

(2) 解散命令の例

朝倉郡久喜宮村大字久喜宮の豊筑合資会社は、昨八日福岡地方裁判所民事部に於て検事の申立を採用し、該会社の業務とする結婚保険は早婚濫行^{そうこんらんこう}の弊を生じ公安を害するものと認められ、解散命令を発せられたりと⁴⁶

⇒ 社番 23・豊筑保険合資会社、目的は「生命及び結婚並びに出産保険の営業」、営業期間は 5 か月足らず。（濫行＝みだりなおこない、不都合なおこない。『広辞苑』より）

・新聞記事にみる注意喚起

近頃我国に保険思想の発達と共に各種の生命保険会社興り、…（略）…株式組織のものは農商務省の認可を受くるを以て先は信用の目途も立てど、合資組織又は頼母子講類似のものは其筋の認可を受けざるを以て世人往々其信用如何を知るに苦しむものあり、…（略）…被保険人が尤も注意すべきことは募集者の勧告、新聞広告、契約金の支払等なり、契約金の支払に綺麗ならざるもの又た浮誇の勧告広告等を事とするものは当にならずと知るべし⁴⁷

(3) 類似保険会社の存続期間（寿命）

図表 9 によれば、19 社は 1 年以内に解散、18 社は 2 年以内に解散しており、類似保険の 6 割は 2 年以内という短期間で消滅した。最も短いものは主信生命保険（社番 31）と八三保険（社番 54）の 3 か月で、前者は「業務開始前に総社員の協議を以て解散」、後者は「福岡地方裁判所久留米支部の命令により解散」した。逆に、会社として事業を継続していたか真偽のほどは定かではないが、登記上、5 年以上存続したのも 4 社ある。

6 類似保険会社濫立の原因

◎粟津清亮は次の 2 点を指摘⁴⁸

⁴⁶ 「会社解散を命せらる」『福日』明治 29 年 5 月 9 日。

⁴⁷ 「保険会社信用の標準」『福日』明治 29 年 12 月 20 日。

⁴⁸ 粟津（1927）、275-278 頁。

①法律の制裁弛緩なること。

→ 『福日』の記事より

生命保険は死亡生^{せいざん}残表と予定利率とを基礎とし、学理の上に建設さるべきものにして同保険会社は通常一般の営利会社と同一視すべきにあらざるに去る二十七年頃までは農商務省も一向に生命保険の如何なるものなるかを知らず、保険会社の出願さへあれば且組織の如何んに関せず許可し来りしに其頃より生命保険会社の設立流行し、種々なる会社を設立するものあるに至り、しかば農商務省にても生命保険会社取締の必要を感じ株式会社に関する分は行政上の処分を以て出来得る限りの取締をなしたるも、合資会社に関する分は農商務省に出願し許可を得るにあらざれば之れを取締るの道なき為め、同省にては法典調査会に協議し保険法の一部として之が取締りをなさんとしたるも、保険法中にては到底十分なる取締をなすの道なきより、遂に単独なる生命保険取締法案なるものを制定し、農商務省より第十議会に提出することとなりたるなりと云ふ、今同法案の要旨とする所を聞くに左の如し⁴⁹

②類似生命保険会社は資本金を要せざること。

→ 類似保険会社は掛金を徴集して所定の契約者に払うという仲介的な役割を果たすだけで、何らかの初期投資や設備投資を要するような金銭的負担（苦勞）がない。

◎田村（2010b）による指摘

③保険業が地方へ進出していく過程において、生半可な知識＝賦課方式の合資会社が保険そのものであると誤解が生じたこと。

④地方に存在した保険ニーズに対し、保険会社が十分に吸収し得ていなかったこと。

◎報告者による追加の指摘

上記の諸点を理解したうえで、それらを巧みに利用した者たちの存在(図表 10)。つまり、安易な設立と解散を繰り返しながら、同一地域内で再び類似保険を試みる者、あるいは異なる地域で類似保険を試みる者たちの存在。合資会社は書面契約により簡単に設立できるため、おそらく書面も「使いまわし」だったのではなかろうか。

7 おわりにかえて

本報告では、明治中期に発生した類似保険ブームについて、福岡県を対象として検討してきた。最後に、保険業法による類似保険の撲滅について述べ、おわりとしたい。

明治 33 年 7 月 1 日、保険業法が施行され、保険事業は主務官庁の免許を必要とし（第 1 条）、会社形態は株式会社もしくは相互会社に限定（第 2 条）、他の事業との兼業も禁止され

⁴⁹ 「生命保険取締法案」『福日』明治 29 年 12 月 10 日。

た（第3条）。したがって、合資会社による保険事業は禁止された。しかし、これにより類似保険会社が完全に消滅したわけではなかった。たとえば、明治33年8月16日、6名による出資3,000円で小倉市小倉京町に「国民共済合資会社」が設立された。新商法のもと3名は無限責任、残る3名は有限責任となり、目的は「国民互ニ相助クルノ趣旨ヲ以テ加盟団体ヲ組立テ、出産、結婚、家督相続、養子縁組、分家新設等アリタル者ニ限り、加盟人ヨリ共済金ヲ徴収シ給与媒介ヲ為ス」⁵⁰ことに置かれた。つまり、社名に「保険」を冠していないが、目的にみえたとおり、保険が共済という文言に置き換わっただけで、従来の賦課式類似保険と大差はなかったのである。そして、このような会社はその後も設立されたのである。

上記のように、保険業法が類似保険会社を撲滅させたわけではなかった。したがって、類似保険会社を単なる一時的な投機的泡末会社の簇生と消滅と理解することは一面的に過ぎるであろう。保険の本質概念を優れて抽象化して定義することは、保険史の格闘⁵¹が物語るようにきわめて困難であろう。しかし、少なくとも、明治33年施行の保険業法において合資・合名会社による保険事業は禁止された一方、賦課式は保険事業であるのか否かについて定めはなく、その後も賦課式による類似事業を試みる者たちは容易に消え去らなかったのである。

参考文献

- 浅木慎一（2003）『日本会社法成立史』信山社出版株式会社。
- 朝日生命保険相互会社編（1990）『朝日生命百年史 上巻』朝日生命保険相互会社。
- 栗津清亮（1896a）「生命保険会社法の制定について」『太陽』（『明治大正保険史料』第2巻第1編，363-367頁，所収）。
- 栗津清亮（1896b）「本邦ニ於ケル類似生命保険会社ノ沿革及景況」『保険雑誌』第13号，19-26頁。
- 栗津清亮（1927）『栗津博士論集 巻1』栗津博士論集刊行会。
- 栗津清亮（1928）『栗津博士論集 巻11』栗津博士論集刊行会。
- 安藤良雄（1980）「共済五百名社の歴史的意義」安田生命100年史編さん委員会編『安田生命百年史』安田生命保険相互会社，1-47頁。
- 小川功編（1989）『ニッセイ100年史』日本生命保険相互会社。
- 小川浩昭（2015）『保険学における一般性と特殊性』九州大学出版会。
- 笠原長寿（1958）「組合保険問題について—日本における保険資本の形成とその展開過程に対する研究の一節として—」『商研年報』第3集（笠原長寿遺稿集刊行会編『協同組合保険論集』共済保険研究会，1982年，27-74頁）。

⁵⁰ 「商業登記公告」『官報』第5143号，明治33年8月23日。

⁵¹ 保険本質論研究の動向については，小川（2015）を参照。

- 蚊野豊次 (1955) 「共済五百名社の設計者とその思想」『生命保険協会会報』第 37 巻第 1・2 合併号, 24-41 頁。
- 草野真樹 (2012) 「地方の企業勃興とその担い手—福岡県を事例として—」『経営史学』第 47 巻第 1 号, 3-25 頁。
- 草野真樹 (2013) 「商業登記公告による会社・企業家・商人データベース構築の方法と意義—福岡県を主たる事例として—」『エネルギー史研究』第 28 号, 11-36 頁。
- 草野真樹 (2016) 「商業登記公告のデータベース化とその概要—明治期における福岡県の株式会社を対象として—」『商経論叢』第 56 巻第 3 号, 37-79 頁。
- 草野真樹 (2022) 「旧商法期における合資会社の統計的分析—福岡県を事例として—」『商経論叢』第 62 巻第 4 号, 29-58 頁。
- 小林惟司 (1997) 「明治初期の保険思想と類似保険」『生命保険協会会報』第 254 号, 1-14 頁。
- 小藤康夫 (1985) 「類似保険会社の台頭と崩壊—賦課式保険と確定式保険の相違について—」『生命保険文化研究所所報』第 70 号, 59-123 頁。
- 三枝一雄 (1992) 『明治商法の成立と変遷』三省堂。
- 志田鉦太郎 (1933) 『日本商法典の編纂と其改正』明治大学出版部。
- 鈴木恒夫・小早川洋一・和田一夫 (2009) 『企業家ネットワークの形成と展開—データベースからみた近代日本の地域経済—』名古屋大学出版会。
- 武田久義 (2002) 「明治前期の非営利保険」『桃山学院大学総合研究所紀要』第 28 巻第 1 号, 45-58 頁。
- 玉木為三郎編 (1937) 『明治大正保険史料 第 2 巻第 1 編』生命保険会社協会。
- 田村祐一郎 (2004) 「明治 32 年宮城県の『子育て会社』事件について：明治期における類似保険の実態 (1-1)」『同志社商学』第 56 巻第 2・3・4 号, 43-60 頁。
- 田村祐一郎 (2005) 「明治 32 年宮城県の『子育て会社』事件について：明治期における類似保険の実態 (1-2)」『流通科学大論集 (経済・経営情報編)』第 13 巻第 3 号, 1-14 頁。
- 田村祐一郎 (2006a) 「明治 32 年宮城県の『子育て会社』事件について：明治期における類似保険の実態 (1-3)」『流通科学大論集 (経済・経営情報編)』第 14 巻第 1 号, 67-80 頁。
- 田村祐一郎 (2006b) 「明治 26 年愛媛県『同愛舎』事件について(1)：明治期における類似保険の実態 (2-1)」『流通科学大論集 (経済・経営情報編)』第 14 巻第 3 号, 1-14 頁。
- 田村祐一郎 (2006c) 「明治 26 年愛媛県『同愛舎』事件について(2)：明治期における類似保険の実態 (2-2)」『流通科学大論集 (経済・経営情報編)』第 15 巻第 1 号, 13-26 頁。
- 田村祐一郎 (2006d) 「明治 26 年愛媛県『同愛舎』から類似保険へ：明治期における類似保険の実態 (2-3)」『流通科学大論集 (経済・経営情報編)』第 15 巻第 2 号, 15-28 頁。
- 田村祐一郎 (2007a) 「明治 26 年愛媛県の類似保険会社：明治期における類似保険の実態 (2-4)」『流通科学大学論集 (経済・経営情報編)』第 15 巻第 3 号, 29-42 頁。
- 田村祐一郎 (2007b) 「明治 32 年徳島県の類似保険解散命令：明治期における類似保険の実

- 態 (2-5)』『流通科学大学論集 (経済・経営情報編)』第 16 巻第 1 号, 1-14 頁。
- 田村祐一郎 (2008a)「明治 28 年島根県の『婆々講』事件について (1): 明治期における類似保険の実態 (3-1)」『流通科学大学論集 (経済・経営情報編)』第 16 巻第 2 号, 1-18 頁。
- 田村祐一郎 (2008b)「明治 28 年島根県の『婆々講』事件について (2): 明治期における類似保険の実態 (3-2)」『流通科学大学論集 (経済・経営情報編)』第 17 巻第 1 号, 69-88 頁。
- 田村祐一郎 (2008c)「明治 28 年島根県の『婆々講』事件について (3): 明治期における類似保険の実態 (3-3)」『流通科学大学論集 (経済・経営情報編)』第 17 巻第 2 号, 71-85 頁。
- 田村祐一郎 (2008d)「明治 28 年島根県の『婆々講』事件について (4): 明治期における類似保険の実態 (3-4)」『流通科学大学論集 (経済・経営情報編)』第 18 巻第 1 号, 13-30 頁。
- 田村祐一郎 (2010a)「保険業法制定以後の類似保険について: 明治期における類似保険の実態 (4-1)」『流通科学大学論集 (経済・経営情報編)』第 18 巻第 2 号, 23-43 頁。
- 田村祐一郎 (2010b)「原始共済は、なぜ、途絶えなかったのか?: 明治期における類似保険の実態 (4-2)」『流通科学大学論集 (経済・経営情報編)』第 19 巻第 1 号, 13-32 頁。
- 筑前町町史編さん委員会編 (2016)『筑前町史 下巻』筑前町。
- 日本経営史研究所編 (1981a)『近代生命保険生成史料』明治生命保険相互会社。
- 日本経営史研究所編 (1981b)『明治生命百年史』明治生命保険相互会社。
- 日本保険業史編纂委員会編 (1968)『日本保険業史 総説編』保険研究所。
- 浜田道代編 (1999)『日本会社立法の歴史的展開: 北澤正啓先生古稀祝賀論文集』商事法務研究会。
- 早川方明 (1898)『福岡県叢誌』積善館本店。
- 保険銀行時報社編 (1933)『本邦生命保険業史』保険銀行時報社。
- 水島一也 (1968)「日本資本主義の生成・確立と保険事業」日本保険業史編纂委員会編『日本保険業史・総説編』保険研究所, 31-76 頁。
- 我妻栄 (1968)『旧法令集』有斐閣。
- 日本帝国司法省編『登記統計年報』司法省民刑局, 各年次版。
- 『福岡県統計書』(明治 26~31 年版), 『官報』, 『福岡日日新聞』, 『福陵新報』, 『門司新報』